別紙1

相　続　形　態　別　　確　認　フ　ロ　ー

相続手続書類は、「遺言書」の有無により大きく異なります。「遺言書」には、大きく分けて、公正証書として作成された「遺言公正証書」と自ら作成した「自筆証書遺言」等に区分されます。遺言書の無い場合も、相続形態に合わせ必要な書類が変わります。
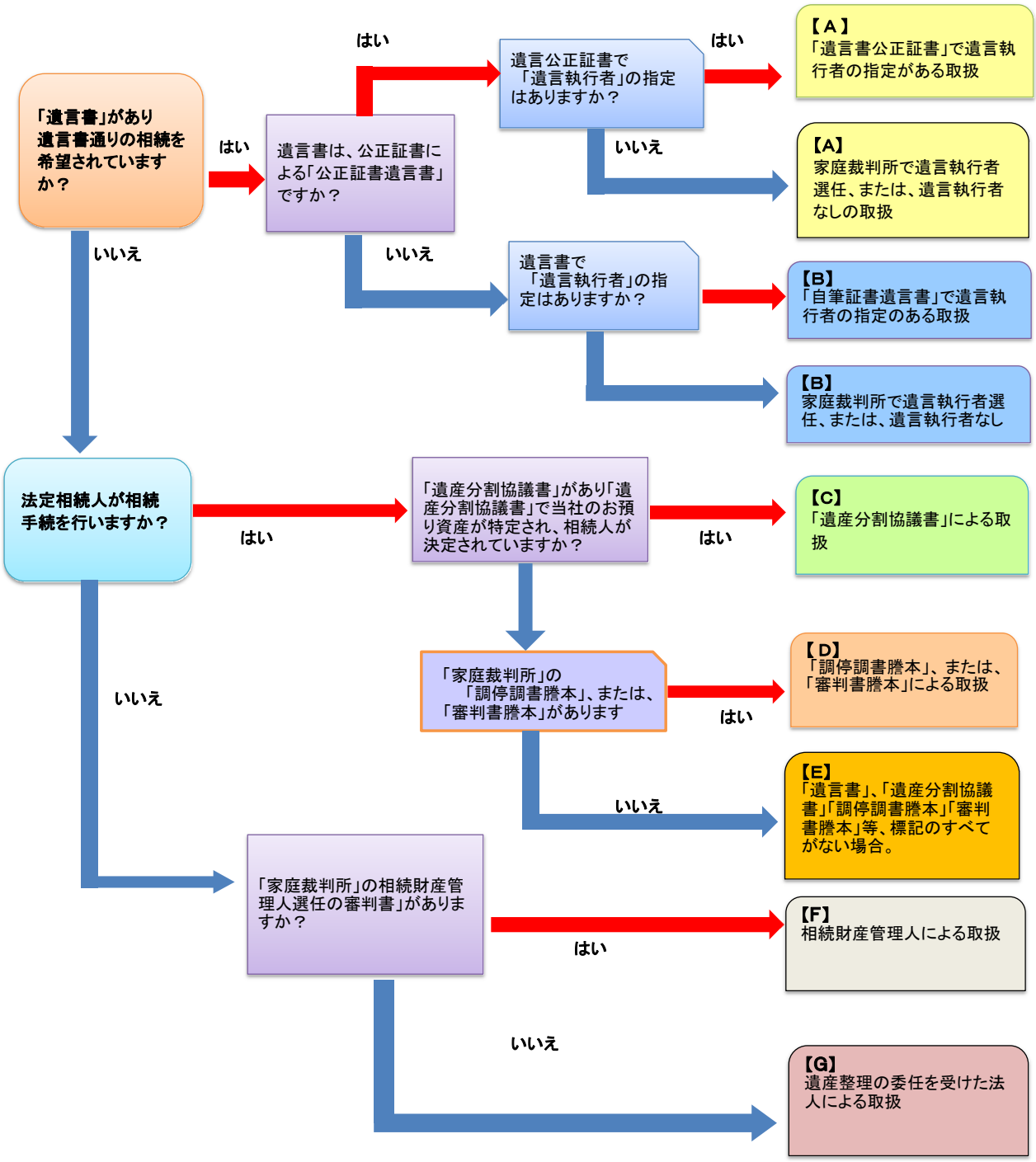
先ずは、以下のフローにより、どの形態にあてはまるのかを確認お願いします。その記号の書類が別紙2の通り必要となります。